

介護保険事業支援計画の改定に合わせて、居宅等における医療の確保に係る項目を中心として、中間見直しを実施する。さらに、社会・経済情勢の変化や大幅な制度改正などがあった場合は、必要に応じて見直すものとする。（見直し後の計画の適用：令和3（2021）年4月）

【計画の基本方針】

1 医療と介護の一体化・連携

医療機関と介護施設の連携、在宅医療を受ける際の介護サービスとの連携をはじめ、医療・介護が一体的に提供される体制を構築する。

2 医療・介護人材の総合的確保と質の向上

増加する医療・介護需要の提供に不可欠となる医療従事者と福祉・介護人材の総合的確保に向けた取組を推進し、職場環境を改善するとともに、専門的な技術研修や多職種連携など質の向上を図る。

3 良質で効率的な医療提供体制の確立（機能分化と連携）

救急医療、小児医療、がん医療、脳卒中对策、在宅医療など、疾病・事業ごとに、医療機関の機能分担と連携を進め、医療提供体制の充実を図る。

【見直し項目と主な内容】 ※ 大幅な制度改正等がない項目については、数値データや記載事項等の時点修正のみを実施

1 居宅における医療の確保

○ 訪問診療の必要量の時点修正（介護保険事業計画との整合）

＜新たな在宅医療需要見込み（2025年必要量推計）：8,652人／日＞

- ・ 介護医療院（計画改定時：1,193人／日 ⇒ 今回見直し：1,270人／日）+77
- ・ 介護施設（計画改定時：3,723人／日 ⇒ 今回見直し：3,666人／日）△57
- ・ 訪問診療（計画改定時：3,736人／日 ⇒ 今回見直し：3,716人／日）△20

○ 居宅における医療の確保に係る推進方策等の見直し（指標の修正・追加）

項目名		計画策定時	現目標値	現状値	目標設定	備考
修正する項目	在宅看取り率の増加	25.3%(2016)	27.0%(2023)	28.2%(2019)	29.4%(2023)	実績増に伴う変更
	在宅療養支援歯科診療所数	573箇所(2017)	対2017比130%	446箇所(2020)	対2020年比約113%	施設基準改正に伴う変更505箇所(2023)程度
追加する項目	小児の訪問診療を実施している診療所・病院を有する圏域数	—	—	7連携圏域(2018)	8連携圏域	全小児医療連携医療圏域
	在宅で活動する栄養士・チーム(NST)と連携する歯科医療機関を有する圏域数	—	—	20圏域(2018)	40圏域	全在宅医療圏域
	訪問歯科診療を実施している診療所数	二	二	1,154箇所(2018)	対2018年比約123%	1,429箇所(2023)程度
	訪問歯科診療を実施している病院数	二	二	8箇所(2018)	対2018年比約123%	10箇所(2023)程度
	訪問口腔衛生指導を実施している診療所・病院数	—	—	463箇所(2018)	対2018年比約123%	574箇所(2023)程度
	訪問薬剤指導を実施する薬局数	—	—	515箇所(2018)		638箇所(2023)程度

・推進方策の見直し：コロナ禍を踏まえ、Web会議等ICTを活用した情報共有の推進等多職種連携のさらなる充実を追記

2 基準病床数の改定

○ 国の定める算定式により、一般病床及び療養病床、精神病床の基準病床数を改定。結核病床及び感染症病床については、コロナ禍を踏まえ、今後感染症対策の充実強化に向けた議論を各地域において進めていく必要があるため今年度の改定は行わない。県は、引き続き地域医療構想に基づく必要病床数を基本とし医療提供体制の充実を図っていく。

種別（単位：床）	一般・療養									精神	感染症	結核
	神戸	阪神	東播磨	北播磨	播磨姫路	但馬	丹波	淡路	計			
現行（H28.4.1）	15,600	15,697	6,438	3,335	8,237	1,474	1,267	1,699	53,747	10,801	58	138
改定（R3.4.1）	13,246	12,748	5,828	2,789	6,990	1,350	680	1,084	44,715	9,602	58	138
既存病床数（R2.10.1）	15,491	15,670	6,234	3,198	8,182	1,380	1,167	1,710	53,032	11,240	54	150

3 地域医療構想の一部更新

○ 「公立・公的医療機関の具体的な対応方針の再検証」、「重点支援区域の選定」等国の動向を踏まえた県の取組について追記。今後、感染症への対応の視点も含めて、地域医療構想調整会議における検討を推進していく。

4 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた感染症対策の更新

○ 新型コロナウイルス感染症への対応及びそれを踏まえた医療連携体制の構築に向けた今後の方向性等を追記（事態収束後、その対応の評価等を踏まえて、次期改正時に本格検討）

5 医師確保計画及び外来医療計画の反映

○ R2年3月策定の両計画を第5部「保健・医療・福祉の総合的取組の推進」のあとに追加

6 看護需給推計に基づく看護職員確保に向けた取組の反映

○ 看護需給推計に基づく目標値の修正及びプラチナナースに対するセカンドキャリア支援や、雇用者側への管理者研修等の実施によるプラチナナースの雇用促進など、必要となる看護職員数の確保に向けた施策の追加

7 各種条例等の見直しによる内容変更の反映

○ 県介護保険事業支援計画の改定に伴い、介護人材の確保等両計画の整合を図るべき事項について改定
 ○ 県アレルギー疾患対策推進計画の策定に伴い、アレルギー疾患対策について改定
 ○ がん対策推進条例の策定に伴い、がん対策について改定 等

【修正箇所】

第3部 地域医療構想
 第5章 将来の医療需要と必要病床数の推計

第4部 5 疾病 5 事業及び在宅医療の医療連携体制の確立
 第11章 在宅医療・かかりつけ医

第1部 計画の基本的事項
 第3章 基準病床数

第3部 地域医療構想
 第7章 地域医療構想のさらなる取組について

第5部 保健・医療・福祉の総合的取組の推進
 第1章 結核・感染症対策

第6部 医師確保計画・第7部 外来医療計画
 第2部 保健医療提供体制の基盤整備
 第2章 保健医療・介護従事者

第5部 保健・医療・福祉の総合的取組の推進
 第1章 アレルギー疾患対策

第4部 5 疾病 5 事業及び在宅医療の医療連携体制の確立
 第6章 がん対策